

平成29年使用 交通安全年間スローガン（標語）募集要項

■主催：一般財団法人全日本交通安全協会 毎日新聞社

■後援：内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
NHK （以上、予定）

■協賛：全国共済農業協同組合連合会 一般社団法人日本自動車工業会 （以上、予定）

- ◆募集部門
- ☆一般部門A＝運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの
 - ☆一般部門B＝歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
 - ☆こども部門＝小・中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの

◆応募要領

一．募集期間 平成28年6月下旬～9月30日（「秋の全国交通安全運動」最終日・消印有効）

二．応募資格

一般部門A、B：一般および学生（小・中学生、高校生も応募可）

こども部門：小・中学生以下

三．募集内容

《1》各部門とも、原則として以下の重点テーマに沿ったスローガンを作成

【一般部門A】

- (1) 交通ルールの遵守と運転マナーの向上（高齢者、子供、障害者等への思いやり運転など）
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- (4) 夕暮れ時の早め点灯の促進

【一般部門B】

- (1) 高齢者の交通安全（正しい横断など）
- (2) 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の徹底など）
- (3) 夕暮れ時、夜間の交通事故防止（反射材用品の活用など）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

【こども部門】

小・中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの

《2》自作、未発表作品に限る。過去の入賞作や他で公表・使用されたスローガンと同一ないし酷似と判断された場合、審査対象とならない。

《3》応募点数の制限なし。

四. 応募方法

《1》個人応募の場合、はがき1枚ごとに①応募部門②スローガン1点（句読点はつけない）③住所④氏名⑤生年月日⑥職業（学校名・学年）⑦電話番号を明記。小・中学生・高校生は学校所在地と電話番号併記。

《2》個人で複数作品を応募する場合、はがきと同じ程度の大きさ、厚さの紙を使って一括送付可。

《3》学校・企業など団体応募の場合、一括送付可。その場合、1作品ごとに学校名と学年ないし企業・団体名、同所在地と電話番号、応募担当者・代表者（教諭など）名を明記すれば、応募者本人の住所・電話番号の記載不要。はがきと同じ程度の大きさ、厚さの紙を使って一括送付可。わら半紙など薄い紙は失格。

◆送り先 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

毎日新聞社事業本部「交通安全年間スローガン」係（Tel03-3212-0190）

◆審査員 主催・後援・協賛関係者と学識経験者

◆発表 平成28年11月下旬の毎日新聞紙上

◆賞（予定）

内閣総理大臣賞〈最優秀作〉（各部門1点）＝賞状と賞金10万円

内閣府特命担当大臣賞〈優秀作〉（各部門1点）＝賞状と賞金3万円

警察庁長官賞〈優秀作〉（各部門1点）＝賞状と賞金3万円

文部科学大臣賞〈優秀作〉（こども部門1点）

＝賞状と本人に2万円の商品券、在学期に1万円の商品券

全日本交通安全協会会長賞〈佳作〉（若干点）＝賞状と賞金5万円

※ 以上の各賞を小・中学生が受賞した場合、賞金に代わり最優秀作は本人と在学期にそれぞれ5万円の商品券、優秀作は本人に2万円の商品券と在学期に1万円の商品券、佳作は本人に5千円の商品券。

◆表彰式

平成29年1月20日（金）の第57回交通安全国民運動中央大会に最優秀者を招待（予定）

※ 応募作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）など一切の権利は主催者に帰属するものとする。また、応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

※ 応募作品は返却しない。

※ 申し込みに関わる個人情報（毎日新聞社が管理し、選考や表彰、次回以降の募集に必要な場合のみに使用する）

※ スローガンの受賞結果について不服があった場合の異議申し立ては、発表日から2週間以内とする。